



2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

① 教育・保育にかかる負担の軽減

保育園や幼稚園、学校生活に伴い生じる各種経済的負担を軽減します。

| 事業名 | 事業概要 | 担当課 | 備考 |
|------------------|---|-------|-------------------|
| 幼児教育・保育の無償化事業 | 幼稚園、保育園などに入所する3歳～5歳児、市民税非課税世帯の0歳～2歳に係る保育料を無料にします。 事業の実施にあたり、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。 また、幼児教育・保育の無償化の対象外である、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する3歳児以上の保護者に対し、利用料の一部を給付します。 | 保育課 | |
| 保育料等の多子減免制度 | 保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合、保育料や給食費を無料にします。 | 保育課 | |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などでかかる費用（日用品や行事費など）の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対し、一定の要件に該当する場合、給食費を補助します。 | 保育課 | 確保内容 P92 参照 |
| 就学援助事業 | 一定の経済的事由のある保護者に対し、小中学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助します。 | 学校教育課 | |

1

計画の推進体制

- ・「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」において、関係課の連携により事業を推進します。
- ・保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携し、「一宮市子ども・子育て審議会」の意見を聞きながら取り組みを広げていきます。
- ・社会情勢の急速な変化に対応し、新たな課題についても迅速に対応します。

2

計画の進捗管理

- ・「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」は、計画期間の各年度において、本計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を実施します。
- ・本計画の達成状況及び点検、評価の結果は、「一宮市子ども・子育て審議会」に報告し、意見を求めます。
- ・点検、評価の結果は、市ウェブサイト等で公表します。
- ・本計画に定める量の見込みが大きく変動する場合や、改定が必要な場合には、「一宮市子ども・子育て審議会」の意見を聞いた上、中間年の令和4年度に計画の一部見直しを行います。

■一宮市子ども・子育て支援事業計画推進体制

